**平成３０年（フ）第７６号**
熊本市中央区九品寺３丁目６番32号　クリスタル12　202号、前住所熊本市中央区大江１丁目29番９号　ロフティ大江610
債務者　徳浦　綾美
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成３０年（フ）第８７号**
鹿児島県鹿児島市中山２丁目23番５号　藤崎ビル201号
債務者　迫　　順二
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成３０年（フ）第１０号**
北海道新冠郡新冠町字本町74番地の２
債務者　羽下　　茂
1　決定年月日時　平成30年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

**平成３０年（フ）第３５号**
北海道苫小牧市のぞみ町１丁目14番12号ハビーフィールド102号
債務者　平泉　光子
1　決定年月日時　平成30年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成３０年（フ）第１０号**
秋田県能代市二ツ井町字上野25番地１
債務者　簾内　悦子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
秋田地方裁判所大館支部

**平成３０年（フ）第７３号**
山梨県甲府市音羽町１番20号　ヴィラ音羽502
債務者　平塚　由理
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成３０年（フ）第１７号**
長野県佐久市横根857番地１
債務者　島根　昭廣
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
長野地方裁判所佐久支部

**平成３０年（フ）第７号**
岐阜県可児市長坂１丁目122番地
債務者　坂田　照人
1　決定年月日時　平成30年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

**平成３０年（フ）第１９号**
三重県四日市市塩浜町１番地７　クレモナ四日市Ａ－２
債務者　村中　昭彦
1　決定年月日時　平成30年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成３０年（フ）第２９号**
三重県いなべ市員弁町北金井1717番地１
債務者　吉住日出子
1　決定年月日時　平成30年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成３０年（フ）第３７号**
三重県四日市市西末広町５番５号　Ｙ′ｓ　Ｈｅｉｇｈｔｓ311、前住所三重県四日市市山城町992番地１　ツインパル山城Ａ202
債務者　稲垣　秀晃
1　決定年月日時　平成30年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成３０年（フ）第３８号**
三重県四日市市伊坂台３丁目223番地　メゾンソレイユＣ－２Ｂ
債務者　鈴木　絵美
1　決定年月日時　平成30年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成３０年（フ）第１２２号**
京都市上京区河原町通今出川下る梶井町448番地17　河原町トウキュウビル６Ｂ
債務者　石川信仁こと　李　　信仁
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成３０年（フ）第１８４号**
京都市上京区新椹木町通丸太町下る東土御門町346番地
債務者　村上　　優
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成３０年（フ）第７５号**
兵庫県西宮市神呪町５番34―202号
債務者　魚本　順子
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成３０年（フ）第２４号**
奈良県大和郡山市高田町９番地１　公団15―610
債務者　松田　敏平
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
奈良地方裁判所